

神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱

(平成14年12月20日 市長決定)

(平成18年4月10日 改正)

(令和6年1月22日 改正)

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物を処理する施設の設置及び維持管理を行う者に対し、市が環境保全及び一般廃棄物の減量・資源化の促進を図るために必要な指導、助言及び監督を行うことにより、生活環境の保全及び一般廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)をいう。
- (2) 令:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)をいう。
- (3) 規則:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)をいう。
- (4) 資源化施設:一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却施設及び最終処分場以外のものであって、「再商品化施設」、「再利用施設」、「再生施設」などや「積替え・保管施設」(廃棄物の中から資源物や再使用可能な物を取り出し、分別することを主たる内容とするものをいう。)など別表に定めるものを例とする一般廃棄物の資源化に資する施設であって、処理能力が令第5条に規定する規模未満のものを含む。
- (5) 施設の設置等:資源化施設の設置又は処理能力が10パーセント以上増加するに至る変更若しくは規則第5条の2の各号(第1号を除く。)のいずれかに該当する変更(積替え・保管施設を除く。)又は積替え・保管の用に供する建物の延床面積が10パーセント以上増加するに至る変更(積替え・保管施設に限る。)をいう。
- (6) 設置者:資源化施設を設置しようとする者及び設置している者、若しくは資源化施設を承継しようとする者及び承継した者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、施設の設置等及び維持管理を行う場合、施設の譲り受け、借り受け、相続、設置者である法人の合併、分割(以下「施設の承継」という。)の場合、施設の転用等の場合に適用する。ただし、一般廃棄物を排出する事業者が、当該一般廃棄物を自ら処理する場合に使用する施設(以下「自家用処理施設」という。)を一般廃棄物が発生する事業所の敷地内に設置する場合及び国、地方公共団体又はこれらに準ずると環境局長が認める団体が施設の設置等をし、

又は維持管理する場合には適用しない。

(一般廃棄物を処理する施設の設置要件)

第4条 設置者が施設の設置又は変更に係る許可の申請又は届出をすることができる一般廃棄物を処理する施設は、この要綱の各条項に定めるもののほか次の各号に適合していると認められるものでなければならない。

- (1) 市の一般廃棄物処理計画に基づき市が整備するとして一般廃棄物処理施設を除く施設であること又は一般廃棄物処理計画に基づき市が整備するとして一般廃棄物処理施設であっても、当該一般廃棄物処理施設で処理できない場合であること。
- (2) 資源化施設であること。
- (3) 焼却、埋立処分のいずれも行わないものであること。
- (4) 市内で排出される一般廃棄物を処理の対象とすること。ただし、法による広域再生利用指定制度や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に基く再商品化施設、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)に基く再生利用施設など、法律により一般廃棄物を資源化するため広域的な処理を想定する施設にあっては、市内で排出される一般廃棄物に併せて市外で排出される一般廃棄物を処分することができる。
- (5) 市外で発生する一般廃棄物を資源化施設において処理した場合の残渣については、当該市外発生一般廃棄物の排出者の責任と負担で処理するものであること。
- (6) 設置しようとする一般廃棄物を処理する施設を使用して行う廃棄物の処理の内容が、市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(設置者の責務)

第5条 設置者は、施設の設置等及び一般廃棄物の処理にあたっては、法、令、規則その他関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 設置者は、施設の設置等及び一般廃棄物の処理にあたっては、公害の発生を防止し、周辺環境との調和を図らなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、生活環境の保全及び一般廃棄物の適正な処理を推進するため、一般廃棄物に関する調査及び研究を行うとともに、設置者に対し、指導、助言及び監督を行わなければならない。

(立地基準の遵守)

第7条 設置者は、施設の設置等について環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設の立地等に関する基準」を遵守しなければならない。

（事前協議）

第8条 設置者は、施設の設置等を行なう場合には、あらかじめ第4条に定める要件及び前条に規定する立地基準に適合していることを確認したうえ、一般廃棄物の処理に係る申出書を環境局長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申出書を提出した者は、当該施設の設置予定場所に係る他の法令等による規制、指導等の状況について関係行政機関等に照会し、これを遵守するとともに、照会結果を環境局長に報告しなければならない。

（環境への配慮）

第9条 設置者は、施設の設置等にあたり、環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設に係る環境調査要領」に基づき、施設の設置等に係る周辺環境への影響を調査、予測しなければならない。

（同意の取得及び協定の締結）

第10条 設置者は、施設の設置等にあたり、次に掲げる者に対して、第12条に基づく資源化施設の許可申請等に先立ち、事業計画を説明したうえで、これらの者から同意を書面（以下「同意書」という。）により取得するとともに、これらの者との間では生活環境の保全に関する書面（以下「協定書」という。）による協定を締結しなければならない。

（1）当該施設設置場所の敷地の境界から100メートル以内の範囲に存在する自治会その他これに類する住民自治組織（ただし、自治会の連合組織を除く。）。ただし、上記範囲内に自治会その他これに類する住民自治組織が存在しない場合においては、上記範囲内に居住する住民の世帯主（営業者を除く。）のうち、半数を超える者とする。

（2）当該施設設置場所に隣接（土地と土地とが直接接すること及び道路（私道を含む。）、河川、運河等の水路（並行する道路部分を含む。）を挟んで接するときは、その幅が28メートル未満である場合をいう。）する土地所有者及び当該隣接地上に存在する建物の所有者並びに当該土地又は当該建物を借り受けている者であって、現に占有し、使用している者。

（3）当該施設設置場所の下流の水利権等を有する者。ただし、一般廃棄物の処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合に限る。

2 前項第1号の範囲の内外を問わず、施設設置場所付近に存在する住民自治組織又は住民並びに営業者又は営業者の組織から当該施設の稼動に伴う環境面からの懸念を理由とする要望がある場合、当該要望者に対し、設置者は事業計画を説明するとともに、その経過を書面に記録しなければならない。

3 設置者は、法第8条第4項に規定する処理施設の設置等に当たっては、環境局長が別に定めるところにより、処理施設の許可申請に先立つ住民への周知及び説明会の開催等の必要な手続を行わなければならない。

(構造基準の遵守)

第11条 設置者は、資源化施設の構造について環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設の構造に関する基準」を遵守しなければならない。

(資源化施設の許可申請等)

第12条 設置者は、第8条に規定する事前協議が終了した後に、同条に規定する照会結果、第9条に規定する周辺環境の調査・予測結果、第10条に規定する同意書及び協定書若しくは説明の経過を書面に記録したものその他環境局長が必要と認める書類又は図面を添付し、法による設置許可が必要な施設にあっては、施設の設置又は変更に係る許可申請書を、それ以外の施設にあっては、設置又は変更に係る届出書を環境局長に提出しなければならない。

(維持管理基準の遵守)

第13条 設置者は、資源化施設の維持管理にあたっては、環境局長が別に定める「一般廃棄物の資源化施設の維持管理に関する基準」を遵守しなければならない。

(使用前検査)

第14条 設置者は、当該施設について環境局長の検査を受け、第12条に規定する施設の設置又は変更に係る許可申請書等に記載した計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(軽微な変更等の届出等)

第15条 処理能力が令第5条に規定する規模未満の資源化施設については、次の各号に定める場合、法第9条第3項に準じてその旨を環境局長に届け出なければならない。

- (1) 資源化施設の処理能力が10パーセント以上減少するに至る変更若しくは規則第5条の2各号(第1号を除く。)に掲げる事項のいずれにも該当しない変更をしたとき。
- (2) 規則第5条の4各号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。
- (4) 資源化施設を廃止したとき、又は休止し、若しくは休止した施設を再開したとき。

2 前項の変更が、第2条5号に規定する変更該当しない場合は、第7条から第9条及び第10条第1項の規定は適用しない。

(事故等の措置)

第16条 設置者は、資源化施設の故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその状況を環境局長に報告しなければならない。

2 設置者は、前項に規定する場合において、環境局長が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

- 3 環境局長は、前項の措置が完了するまでの間、当該資源化施設に係る業務の停止を指示することができるものとする。

(施設の承継)

- 第17条 処理能力が令第5条に規定する規模未満の資源化施設を譲り受け又は借り受け若しくは相続する場合にあつては、法第9条の5又は法第9条の7に準じて、譲り受け又は借り受けに係る届出書又は相続報告書を環境局長に提出しなければならない。
- 2 設置者である法人の合併(当該設置者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該施設を承継させる場合に限る。)、処理能力が令第5条に規定する規模未満のものにあつては、法第9条の6に準じて、合併又は分割に係る届出書を環境局長に提出しなければならない。
- 3 第8条の規定は、資源化施設を承継する場合に準用する。この場合において、第8条第1項に規定する申出書の提出は承継前の事業者又は承継後の事業者が行うことができるものとし、同条第2項に規定する環境局長への提出書類に添付するものとする。
- 4 施設の承継に伴い新たに一般廃棄物の処理業の許可申請が必要な場合の当該許可申請書は、法による設置許可対象施設にあつては、規則第5条の11第1項に規定する許可申請書、同第5条の12第1項に規定する認可申請書又は同第6条第1項に規定する届出書のいずれかの書類と、処理能力が令第5条に規定する規模未満の施設にあつては、第1項又は第2項に規定する書類とあわせて提出することができる。

(施設の転用等)

- 第18条 次の各号に定める場合には、第7条、第9条、第10条第1項の規定を適用しない。ただし、第2条第5号に規定する変更を伴う場合は、この限りではない。
- (1) 本要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた自家用処理施設を営業用に転用する場合
- (2) 本要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた資源化施設を、前条により承継する場合
- (3) 本要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた処理能力が令第5条に規定する規模未満の資源化施設が、処理能力の増加により新たに許可が必要となる資源化施設に該当することとなる場合
- (4) 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に定める手続きを経て施設の設置等がなされた産業廃棄物処理施設を一般廃棄物の資源化施設に転用又は併用する場合
- 2 本要綱に定める手続きを経ずに施設の設置等がなされた自家用処理施設を営業用に転用する場合には、本要綱の各条項を適用する。
- 3 第1項第1号の場合において、当該施設がすでに設置許可を受けているときは、第12条の「施設の設置又は変更に係る許可申請書」を「一般廃棄物処理業の許可が必要な場合には、処理業の許可申請書、一般廃棄物処理業の許可が不要な場合には営業用処理施設転用届出書」と読み替えるものとする。

- 4 第8条に規定する照会結果は、第1項第1号の場合で、一般廃棄物処理業の許可が必要なときは、一般廃棄物処理業許可申請書に添付し、一般廃棄物処理業の許可が不要なときは、第3項の営業用処理施設転用届出書に添付するものとし、第1項第2号の場合は、第17条に基づき環境局長に提出する届出書等に添付するものとする。

(小規模施設に関する要綱の適用除外)

第19条 一般廃棄物の処理量のごく少量であり、騒音、振動、悪臭、粉じんなどによる周辺生活環境への影響が極めて小さいと環境局長が認める小規模な資源化施設にあつては、環境局長が別に定めるところによりこの要綱の一部の適用を除外することができる。

(雑則)

第20条 第8条に規定する一般廃棄物の処理に係る申出書の有効期間は、環境局長への提出日より2年間とする。ただし、設置者の責めに帰することができない事情その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- 2 第10条第2項の規定は、施設の廃止までの間準用する。
- 3 本要綱の運用に際して必要な細目的事項は、環境局長が別に定める。

一般廃棄物の主な資源化施設の例

品目		資源化施設	
廃棄物処理法	一般廃棄物全般	固形燃料化施設	
	木くず・パレット	破砕・チップ化施設、堆肥化施設	
	剪定枝	破砕・チップ化施設、堆肥化施設、バイオガス化施設	
	汚泥（家庭系のみ）	肥料化施設	
	廃油（家庭系のみ）	油精製施設	
容器包装リサイクル法	紙パック	選別・圧縮施設 空き缶・空き瓶・ペットボトルについては、神戸市資源リサイクルセンターが平成16年6月より稼動している。	—（有価物の処理施設）
	段ボール		
	スチール缶		カレット化施設
	アルミ缶		
	ガラス製容器		
	ペットボトル		ペレット化施設 フレーク化施設 ポリマー化施設
	プラスチック製容器包装 発泡スチロールトレイ		油化施設、ガス化施設 コークス炉化学原料化施設 プラスチック原材料化施設等
	紙製容器包装		選別施設 材料リサイクル施設 固形燃料化施設
家電リサイクル法		破砕選別施設	
食品リサイクル法		堆肥化施設、飼料化施設、バイオガス化施設 脱水・乾燥施設	
資源有効利用促進法 （家庭系パソコン）		破砕選別施設	
一般廃棄物の収集運搬業に係る許可		積替保管施設（廃棄物の中から資源物や再使用可能な物を取り出し、分別することを主たる内容とするもの。）	

「再商品化施設」 分別基準適合物を製品の原料として利用したり、燃料以外の用途で製品をそのまま使用できる状態にするための処理を行う施設など(容器包装リサイクル法)。

「再利用施設」 肥料、飼料等を製品の原材料として利用したり、製品の原材料として利用するために譲渡できる状態にするための処理を行う施設など(食品リサイクル法。)

「再生施設」 廃棄物を使用可能な状態にするための処理を行う施設。

一般廃棄物の資源化施設の立地に関する基準

(平成14年12月20日 市長決定)

(令和6年1月22日 改正)

第1 趣旨

この基準は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱(以下「指導要綱」という。)第7条の規定により、一般廃棄物の資源化施設の立地等に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 立地禁止区域

設置者は、一般廃棄物の資源化施設を次に掲げる区域に設置してはならない。

- (1) 学校、病院、診療所、図書館、博物館及び社会福祉施設に係る土地の敷地境界から一般廃棄物の資源化施設に係る土地の敷地境界までの距離が、100m以内の区域
- (2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の風致地区
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項の国立公園
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の保安林
- (6) 砂防法(昭和30年法律第29号)第2条により指定された土地の区域
- (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域(農業用施設用地を除く。)
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の鳥獣保護区
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (11) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第95条第1項の環境緑地保全地域
- (12) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年神戸市条例第50号)第47条第1項の文化環境保存区域
- (13) 神戸市市民公園条例(昭和51年条例第16号)第27条第1項の市民の木と一体となった土地の区域及び市民の森
- (14) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例(平成3年条例第2号)第4条第1項の緑地の保存区域

(15) 前各項に掲げるもののほか、環境局長が必要と認める区域

第4 設置禁止施設

設置者は、以下に掲げる施設を設置してはならない。

- (1) 移動式施設
- (2) 焼却施設(炭化施設を除く。)
- (3) 最終処分場

第5 敷地の規模

資源化施設に係る敷地の面積が次の規模未満のものを設置してはならない。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 積替え・保管施設以外 | 500 m ² |
| (2) 積替え・保管施設 | 100 m ² |

一般廃棄物の資源化施設の構造に関する基準

(平成14年12月20日 環境局長決定)

(令和6年1月22日 改 正)

(令和7年7月28日 改 正)

第1 趣旨

この基準は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱（以下「指導要綱」という。）第11条の規定により、一般廃棄物の資源化施設の構造に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

なお、本要綱に定めのない事項については、法第8条の2（技術上の基準等）に基づくこと。

第3 基準

(1) 構造耐力

建築基準法等において定めた設計基準に準じて設計、自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。

(2) 処理能力

ア 資源化施設の処理能力は、計画処理能力を満たすものであること。

イ 積替え・保管施設以外の資源化施設にあっては、実稼働時間が5時間に達しない場合は、稼働時間を5時間とした場合の定格標準能力とする。（公称能力の1時間値×5）。稼働時間が5時間以上の場合は、実稼働時間の定格標準能力とする。

(3) 腐食の防止

一般廃棄物及びその処理に伴い生ずる排ガス、排水及び施設において使用する薬剤による腐食を防止するため、耐酸性、耐アルカリ性、耐熱性などの材料を用い必要な措置を講じること。

(4) 飛散、流出及び悪臭の防止

ア 一般廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止できる構造とすること又は必要な設備を設けること。

イ 資源化施設の本体は建屋内に設置すること。

ウ 敷地の周囲に雨水排水溝を設置し、その末端に油水分離槽を設置すること。ただし、処理する一般廃棄物から油の流出のおそれがないと認められる場合、又は油水分離槽と同等の性能を有する施設を設置する場合はこの限りではない。

(5) 粉じんの防止

一般廃棄物の積替え、破碎、粉碎等により粉じんが発生するおそれのある場合には粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん機、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。

(6) 騒音及び振動の防止

著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なうおそれのある場合には、遮音壁、防振設備を設けること。特に破碎施設にあっては、施設構造物及び工作物は強固な基礎に固定するとともに、防音及び防塵構造とすること。

(7) 排水処理施設

積替え・保管施設以外の資源化施設において資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

(8) 排ガス処理設備

積替え・保管施設以外の資源化施設から発生する排ガス等により生活環境の保全上支障が生じないよう有害ガス除去設備等を設けること。

(9) 空地の確保

作業に支障がないよう必要な空地を確保すること。

(10) 保管設備

ア 一般廃棄物の保管設備及び処理された一般廃棄物の保管設備は、必要な保管能力を有すること。

イ 積替え・保管施設においては、適正に処理できる保管場所を設けること。

ウ 保管設備には、一般廃棄物の品目ごとに保管できるよう仕切設備を設けること。

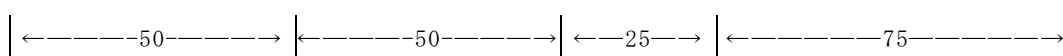
(11) 囲い等

資源化施設に係る土地の周囲には、みだりに人が当該施設に立入るのを防止するために、必要に応じて、高さ1.8メートル以上の万能鋼板、又はこれと同等の効果を有する囲いを敷地境界に設けること。また、出入口には、施錠できる門扉を設けること。

(12) 表示等

門扉付近の見やすい箇所に、下図により資源化施設であることを表示する立札その他の設備を設けること。

一般廃棄物処理施設の種類	()			25
一般廃棄物処理業者名	〇〇株式会社 許可番号第〇〇〇〇号			25
一般廃棄物の種類				25
許可の期間	年 月 日 ～ 年 月 日			25
管理者名		連絡先		25



立札等の図

(注) 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐久性のあるもので、強度が十分にあるものとする。

3. 下地を白地、文字を黒色とすること。
4. 資源化施設の種類の別を記入すること。積替え・保管施設以外の施設にあつては、() 内に処理方式を記入すること。
5. 許可番号については、営業用処理施設にあつては処理業の許可番号、自家用処理施設にあつては施設設置許可の許可番号又は施設設置届出の受理番号を記載すること。
6. 管理者名及び連絡先は、責任をもって対応しうる者の氏名、電話番号を記載すること。

(13) 緑地

資源化施設の設置にあたっては、できる限り敷地の緑化に努めるとともに、敷地周縁に次の幅の緩衝緑地を設け、原則として植樹を行うこと。

ア 積替え・保管施設以外の資源化施設にあつては、原則として敷地境界から内側へ水平距離で1 m以上

イ 積替え・保管施設にあつては、事務所等の周辺に植樹を計画するように努めること。

(14) 搬出入道路及び場内通路

ア 資源化施設の搬出入道路にあつては、事業計画に基づき搬出入車両にみあう幅員及び構造とすること。なお、計画にあたっては、既存の交通の質と量、並びに自動車及び歩行者等の交通動態を調査し計画の幅員に反映すること。

イ 場内通路は搬入車両の通行に支障がないよう十分な幅員を確保すること。

ウ 場内通路は必要に応じてほこりのたたないよう、舗装等を施すこと。

(15) 消火設備

適切な消火設備を設けること。

(16) 洗車設備

運搬車両等に付着した泥等を洗い落とすことができる洗車設備を設けること。

(17) 駐車設備

車両の通行及び廃棄物の処理に支障が生じないよう、十分な広さの駐車設備を設けること。

(18) 管理事務所

資源化施設の敷地内に施設の維持管理及び搬入物の管理の事務等を行うのに十分な広さの管理事務所を設置すること。

(19) 搬入管理設備

搬入管理設備は、搬入される一般廃棄物が許可区分及び受入基準に合致しているかどうかの検査及び数量の把握・記録等を行うことができるものとする。

(20) 使用重機等

周辺環境の保全を確保するため施設内で使用する重機等は、低騒音型のものを使用すること。

(21) その他の設備

その他環境局長が指示する設備を設けること。

一般廃棄物の資源化施設の維持管理に関する基準

(平成14年12月20日 環境局長決定)

(令和6年1月22日 改 正)

(令和7年7月28日 改 正)

第1 趣旨

この基準は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱（以下「指導要綱」という。）第13条の規定により、一般廃棄物の資源化施設の適正な維持管理に関し必要な事項を定める。

なお、本要綱に定めのない事項については、法第8条の2（技術上の基準等）に基づくこと。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 基準

資源化施設の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。なお、維持管理にあたっては、予め維持管理計画書を作成すること。

(1) 囲い等

ア 資源化施設に係る土地の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立入るのを防止することができるよう定期的に点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。

イ 施設の出入口は、作業終了後及び作業員等が不在のときは、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 資源化施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 緑地

周辺環境との調和を図るため緑地への散水等の維持管理に努めること。

(4) 場内通路

車両の通行に支障がないよう必要な補修を行うこと。

(5) 火災の発生防止

ア 施設での火災の発生を防止するため、消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

イ 管理事務所等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁とすること。

(6) 受入時の一般廃棄物の確認

ア 受入れる一般廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう受入れる際に必要に応じ一般廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

イ 車両から一般廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が取り扱える種類であるかを確認すること。許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物を認めた場合は受入れないこと。

ウ 荷降しをするときには、必ず従業員が立ち会って確認を行い、許可を受けた一般廃棄物

以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去すること。

エ 許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にしておくこと。

オ 排出事業者又は搬入品目については、常に委託契約書等で確認し、これらが不明の場合は当該一般廃棄物を受け入れないこと。特に積替え・保管施設については、搬出元が予め明確なもののみ受け入れること。

(7) 飛散及び流出の防止

飛散防止ネット、流出防止堤その他の飛散又は流出を防止する設備を日1回以上点検し、飛散又は流出のおそれがある場合には、必要な措置を講じること。

(8) 悪臭の防止

資源化施設及び敷地周辺を日1回以上点検し、悪臭の発生及びそのおそれがある場合は、悪臭が発生しないよう原因を除去する等必要な措置を講ずること。また、環境局長の指示により官能試験等の分析を行うこと。

(9) 騒音、振動及び粉じんの発生防止

資源化施設及び敷地周辺を日1回以上点検し、騒音、振動及び粉じんの発生及びそのおそれのある場合は、騒音、振動及び粉じんが発生しないよう必要な措置を講じること。特に破碎施設にあっては、著しい騒音、振動が発生しないよう必要な維持管理を行うとともに、敷地外へ粉じんが発散しないよう散水等の必要な措置を講じること。

(10) 衛生害虫等の発生防止

ア 施設の敷地内にねずみが生息し、及び蚊、蝇その他の害虫が発生しないよう清潔の保持に努めること。

イ 害虫等が発生した場合に、防虫剤の散布等の措置が速やかに行えるよう準備しておくこと。発生及びそのおそれのある場合は発生しないよう必要な措置を講じること。

(11) 事故の防止

ア 事故の発生を防止するため、常に、巡回監視及び点検を実施すること。

イ 台風、大雨等の際、一般廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずるなど事故の未然防止を図ること。

ウ 日常において災害発生防止のための訓練を実施すること。また年1回以上全社的な防災訓練を実施すること。

(12) 異常事態時の措置及び報告

一般廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに搬入を停止するとともに、施設の運転を停止し、流出した一般廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。また、速やかに緊急連絡網により関係者に連絡すること。

(13) 使用道路（搬入経路となる国道、県道及び市町村道を含む。）の安全確保等

ア 搬入出車両及び積替え時の騒音等に配慮するとともに、生活環境に支障を与えることがないよう使用道路を指定すること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路に廃棄物が飛散していないか日1回以上点検し、飛散している場合は直ちに回収すること。また、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行う

こと。

(14) 雨水等の流入防止

処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠、油水分離槽その他の設備の機能が低下しないよう、定期的に点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(15) 作業時間

原則として 8:30～17:30とすること。ただし、工業専用地域など、敷地境界から100m以内に住居が存在せず、かつ、生活環境調査の結果、各種法令に基づく規制基準を満たしており、周辺地域の生活環境に影響を与えるおそれがないと認められる場合はこの限りではない。なお、この場合、要綱第10条の規定に基づき隣接者等と締結する同意書及び協定書において、稼働時間についても明記するとともに、運搬車両の出入りは原則として8:30～17:30とすること。

(16) 管理事務所

ア 事務所内の見やすい所に許可証、処理工程表等を処理施設の種類に応じて掲示しておくこと。

イ 事務所には、許可申請書等環境局長に提出した書類一式並びに処理の帳簿又は維持管理の記録等を常に備えておくこと。

(17) 従業員等

従業員は直接雇用とし、適正な維持管理を行うため必要な従業員を複数配置すること。また、従業員教育として講習会等に積極的に参加させること。

(18) 定期点検等

施設の正常な機能を維持するため年1回以上定期点検及び機能検査を行うこと。

(19) 書類等の保存

以下の書類等を保存していること。

ア 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書（届出書）

イ 一般廃棄物資源化施設使用前検査申請書

ウ 一般廃棄物資源化施設使用開始報告書

エ 一般廃棄物処理実績報告書（年度毎）

オ その他環境局長に提出した書類等の写し等

(20) 運転マニュアルの作成

資源化施設の稼働にあたっては、あらかじめ運転マニュアルを作成すること。

(21) 排水処理設備等の管理

ア 資源化施設において、資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その性状について目視等による点検を定期的に行うとともに、その水質について水質汚濁防止法に定める排水基準（排水基準を定める総理府令昭和46年第35号）に適合するよう維持管理し、別表のうち環境局長が指示する検査項目及び検査頻度により水質検査を行うこと。

イ 異常が認められた場合には、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(22) 排ガス処理設備等の管理

- ア 中間処理施設から発生する排ガス等について目視等による点検を定期的に行うこと。
- イ 異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(23) 地下浸透の防止

- ア 一般廃棄物が地下に浸透しないよう定期的に床面その他の設備を点検すること。
- イ 異常を認めた場合は、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な措置を講ずること。

(24) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、定期検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

(25) 保管設備

- ア 一般廃棄物の許可品目ごとに区画を設けて保管し、異なる種類の一般廃棄物を混合しないこと。
- イ 保管期間は、性状が変化しないものであっても、出来るだけ短期間とすること。
- ウ 保管能力を超えて一般廃棄物の保管をしないこと。
- エ 保管の場所における1日あたりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにすること。
- オ 積替え・保管施設にあつては、次の事項を遵守すること。
 - ① 許可された保管能力を超えて一般廃棄物の保管をしないこと。
 - ② 許可された積替え・保管施設以外の場所で積替え・保管をしないこと。
 - ③ 排出事業者ごとの一般廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認、一般廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、3年間保存すること。

(26) 維持管理者の人的要件

- ア 技術管理者を配置すること。
- イ 破碎処分を行う場合にあっては、一般粉じんに係る公害防止管理者を1名以上配置すること。

(27) その他

その他環境局長が必要と認める維持管理を行うこと。